

第1 子どもを産み育てやすい環境づくり

「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育所等の受入児童数の拡大、放課後児童クラブの拡充、母子保健医療対策の強化、ひとり親家庭支援の推進などにより、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

1 待機児童解消などに向けた取組 5, 263億円(4, 927億円)

(1) 待機児童解消策の推進など保育の充実 4, 937億円(4, 611億円)

待機児童の解消を図るため、「待機児童解消加速化プラン」に基づき保育所等の受入児童数の拡大を図るとともに、保護者の働き方や地域の実情に応じた多様な保育を提供するため、延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育等の充実を図る。

(2) 放課後児童対策の充実 326億円(316億円)

放課後児童クラブについて、保育の利用者が就学後に引き続き利用できるよう、箇所数の増を図る。

2 母子保健医療対策の強化 314億円(259億円)

(1) 地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化【一部新規】(一部推進枠)

142億円(92億円)

① 妊娠から出産、産後までの支援の強化

妊娠・出産等に関して悩みを持つ人からの相談や情報提供等を行う地域の相談・支援拠点として、「女性健康支援センター」に全国統一の電話番号を設けるなど相談・支援体制を充実する。

また、産科医療機関からの退院直後の母子に心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業を含め、各地域の特性に応じた妊娠から出産、子育て期までの切れ目ない支援を行うためのモデル事業を実施する。

② 不妊治療への支援

不妊治療に係る近年の医学的知見を踏まえ、より安心・安全な妊娠・出産に資する適切な支援の観点から、不妊治療に必要な費用の一部を助成する特定治療支援事業の助成範囲を見直すとともに、相談・支援体制を充実する。

(2)慢性疾患を抱える児童などへの支援【一部新規】 134億円(130億円)

小児期に小児がん等の特定の疾患に罹患し、長期間の療養を必要とする児童等の健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減及び患児や家族への福祉的支援策の充実を図る。併せて、その治療や研究に資する登録管理データの精度向上のための仕組みを構築する。

なお、小児慢性特定疾患対策については、難病対策と同様、「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について」（平成25年8月21日閣議決定）を踏まえ、予算編成過程において検討を加え、必要な措置を講ずる。

3 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進

2,061億円(2,015億円)

**(1)ひとり親家庭への就業・生活支援など総合的な支援体制の強化【一部新規】
(一部推進枠) 100億円(98億円)**

ひとり親家庭の自立を支援し、子どもの貧困対策にも資するため、就業支援、子育て・生活支援、養育費確保支援など総合的な自立支援を推進する。

特に、ひとり親家庭の様々な課題に対し、適切な支援メニューを組み合わせて総合的・包括的な支援を行うため、相談体制の強化等を図るとともに、転職・キャリアアップ支援等の就業支援関連事業の充実強化や子どもに対するピアサポートを伴う学習支援等の推進を図る。

(2)自立を促進するための経済的支援 1,811億円(1,823億円)

ひとり親家庭の自立を促進するため、児童扶養手当の支給や技能習得等に必要な資金など母子寡婦福祉貸付金の貸付けによる経済的支援を行う。

また、児童扶養手当について、公的年金との併給制限を見直し、手当より低額の年金を受給する場合には、その差額分について手当を支給することを検討するとともに、母子寡婦福祉貸付金について、貸付対象を父子家庭に拡大することを検討し、必要な措置を講ずる。

**(3)女性のライフステージに対応した活躍支援【一部新規】(再掲・39ページ参照)
150億円(95億円)**

4 児童虐待・DV 対策、社会的養護の充実

1, 009億円(989億円)

(1)児童虐待防止対策の推進、社会的養護の充実

988億円(968億円)

①児童虐待防止対策の推進【一部新規】

児童相談所等の専門性の確保・向上を図り、相談機能を強化するとともに、市町村に対する支援・連携強化を図る。

②家庭的養護の推進

虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、地域社会の中でより家庭的な環境で養育・保護することができるよう、里親・ファミリーホームへの委託を進めるとともに、既存の建物の賃借料の助成や施設整備費により、小規模グループケア、グループホーム等の実施を推進する。

③被虐待児童などへの支援の充実【一部新規】

児童家庭支援センターの箇所数の増や退所児童等へのアフターケアを行う事業の箇所数の増を図るとともに、児童養護施設等で行われる実習の充実を図ることにより人材確保を行う。また、保育設備を設けている母子生活支援施設への保育士配置の充実を図る。

④要保護児童の自立支援の充実【一部新規】

大学等への進学により引き続き児童養護施設に入所する者及び里親に委託される者に対して、入学時の支度費を含め特別育成費を支給するとともに、施設退所時等に自立生活支度費等を支給する。

(2)配偶者からの暴力(DV)防止など婦人保護事業の推進【一部新規】(一部再掲)

61億円(57億円)

配偶者からの暴力(DV)被害者に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進するとともに、婦人相談所において一時保護された者などが、地域で自立し、定着するための支援を行うモデル事業を実施する。

5 児童手当制度

1兆4, 178億円(1兆4, 311億円)

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

6 仕事と育児の両立支援策の推進

263億円(167億円)

(1)女性のライフステージに対応した活躍支援【一部新規】(再掲・39ページ参照)
150億円(95億円)

(2)育児休業を取得しやすい環境の整備【一部新規】(再掲・40ページ参照)
20億円(16百万円)

(3)仕事と子育ての両立支援【一部新規】(再掲・40ページ参照)
93億円(73億円)